

インターネット請求に関するよくある問い合わせ

1. 概要		
項番	質問	回答
1	インターネット請求とは、どのような請求方法ですか？	<p>介護給付費等の請求方法の1つで、請求ソフト等にて作成した介護給付費等の請求情報を、インターネットを經由して電子請求受付システムへ伝送することで、国保連合会に請求ができます。また、審査結果通知や支払通知のデータを、電子請求受付システムより取得することができます。</p>
2	インターネット請求のメリットを教えてください。	<p>①請求誤りに気付いた場合、10日の受付(23時30分)までであれば事業所側で差し替えが何度でも可能です。</p> <p>②請求の受付が10日の23時30分まで可能であり、国保連合会へ電子媒体等を郵送する費用や持ち込みの手間がかかりません。 ※電子媒体等提出の場合、10日が土日祝日の場合は、その前の業務日が提出締切日となります。</p> <p>③媒体不良が起こらないため、再提出してもらう必要がありません。</p> <p>④国保連合会から送付される各種通知がインターネット経由で届くため、発行日にすぐ確認が可能です。 ※特に、審査結果通知は、審査結果の確認・再請求のための迅速な対応ができます。</p> <p>⑤事前チェックシステム機能により、送信後の請求データの状況(種類・エラー等)を確認することができます。 また、事務的な誤り(生年月日もれ、サービス実日数などの不適切な日付)については、事前にエラーとして確認をすることができ、返戻を回避することができます。</p> <p>⑥セキュリティ面が強化されています。</p>
3	<p>インターネット請求の手続きを教えてください。</p> <p>※電子媒体・紙請求からインターネット請求へ変更する場合も同様です。</p>	<p>国保連合会との手続きは、大きく3段階となります。</p> <p>① インターネット請求の申請 国保連合会ホームページから「介護保険事業所のインターネット請求登録に関する届」を取得し、国保連合会へ提出してください。提出後、国保連合会から「電子請求登録結果に関するお知らせ」が送付されます。 ※新規事業所については、国保連合会より届出(「介護保険事業所のインターネット請求登録に関する届」)を郵送します。</p> <p>② 電子請求受付システムへログイン 国保連合会から送付された「電子請求登録結果に関するお知らせ」のユーザーID・仮パスワードを使って電子請求受付システム(介護)へログインしてください。 ※仮パスワードについては、初回ログイン時にパスワード変更が求められますので、新たなパスワードを登録していただき、新たなパスワードは必ず控えてください。</p> <p>③ 電子証明書の取得 ログインした電子請求受付システムで電子証明書の発行申請を行ってください。 ※電子証明書の発行申請する際には、国保連合会から送付された「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載の証明書発行用パスワードが必要となります。</p> <p>証明書の発行履歴が「発行済み」となったら、電子証明書のダウンロードとインストールにてインターネット請求が可能になります。 ※電子証明書をダウンロードする際には、国保連合会から送付された「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載の証明書発行用パスワードが必要となります。</p> <p>※詳細は、国保連合会ホームページの「2 インターネット請求について」→「(2)手続き等の各種マニュアルについて」→「介護給付費等のインターネット請求について」をご確認ください。</p>

項番	質問	回答
4	代理請求とは、どのような請求方法ですか？	国保連合会ホームページの「2 インターネット請求について」→「(2)手続き等の各種マニュアルについて」→「代理人申請電子請求をはじめの前に」をご確認ください。
5	請求データの伝送は、休日・夜中でも可能ですか？	可能です。
6	インターネット請求の期間は、いつからいつまでですか？	毎月1日から10日の23時30分までです。 ※国保連合会ホームページの「1 保険請求について」→「(1)受付日について」→「介護給付費請求明細書等の受付期間」をご確認ください。
2. 電子証明書		
項番	質問	回答
1	電子証明書とはどのようなものですか？	介護給付費等のインターネット請求を行うにあたり、請求データの伝送時に電子証明書による電子署名を行うことで、その請求が真に名義人によってなされたものであるかを電子請求受付システムにて検証しています。 介護給付費等請求用の電子証明書には、2種類あります。 ○介護保険証明書・・・13,200円 <有効期間:発行から3年間> ※1月あたり約366円 ○介護・障害共通証明書・・・13,900円 <有効期間:発行から3年間> ※1月あたり約386円
2	電子証明書は、事業所毎に必要でしょうか？	インターネット請求をするためには、請求用のIDを事業所毎に取得することになり、そのID毎に電子証明書が必要となります。また、介護保険または障害者総合支援における介護給付費等の請求事務を代理人が事業所に代わって行う代理請求という考え方があります。その場合は、代理人が電子証明書を1つ取得することで、100事業所までの請求事務が可能です。
3	電子証明書が発行されたかどうかは、どのように確認できますか？	電子請求受付システムにてメールアドレスを登録すれば、メールで電子証明書発行済の通知(お知らせ)が届きます。 また、電子証明書の発行履歴においても発行されたかどうか確認することができます(発行されると、発行履歴が「発行済み」となります)。
4	電子証明書の更新による再発行は、いつ再発行されますか？	電子証明書の有効期限満了(3年)を更新する場合は、電子証明書有効期限終了年月の3カ月前に期限切れ通知(お知らせ)が届きます。電子証明書の更新申請を行うと、電子証明書有効期限終了年月の最初の業務日に発行されます。 ※2021年5月2日の発行の場合、2024年5月2日までが有効となります。2024年5月サービス提供分の請求までが有効となります。(更新しないと、2024年7月審査においては、2024年5月サービス提供分までは請求できますが、2024年6月サービス提供分は請求ができません) 再発行は、2024年5月の最初の業務日に発行されます。
5	事業所番号が変更になった場合、電子証明書は継続して使用できますか？	事業所番号が変更になった場合、電子請求受付システムのログインIDも変更となりますので、電子証明書は新たに取得する必要があります。(新たに「介護保険事業所のインターネット請求登録に関する届」の提出及び発行手数料が必要となります)
6	電子証明書をインストールしたパソコンを新しく買い替えた場合、再度電子証明書をインストールすることはできますか？	有効期限内の電子証明書が発行されていれば再度インストールすることは可能です。手順については、当初に電子証明書をインストールした手順と同様です。

3. 請求データの送信		
項番	質問	回答
1	伝送通信ソフトからの伝送方法を教えてください。	<p>国保中央会伝送通信ソフトの操作方法等については、事前に操作マニュアルをご確認ください。</p> <p>また、不明な点については、国保中央会のヘルプデスクへお問い合わせください。</p> <p>※国保中央会伝送通信ソフト以外のソフトの場合は、各ソフト会社へお問い合わせください。</p>
2	伝送したデータが正常に国保連合会へ到達しているのか教えてください。また、正常到達したデータが、正常に受け付けられているか教えてください。	<p>国保中央会伝送通信ソフトを使用して伝送された場合は、操作画面より確認することができるので、操作マニュアルをご確認ください。</p> <p>※国保中央会伝送通信ソフト以外のソフトの場合は、各ソフト会社へお問い合わせください。</p> <p>また、請求ソフト等を使用し、送信した請求情報に対する受付点検結果等の処理状況を確認することができます。</p> <p>請求期間内にエラーを確認し、修正した請求明細書を再送信することで返戻を回避することができます。</p>
3	1件、請求漏れがあることに気付いたのですが、1件のみ追加請求できますか？	<p>請求期間内であれば追加請求は可能ですが、既に伝送済みの請求明細書を含めて追加の請求明細書を誤って伝送してしまうと、重複エラーとなりますので、当初請求されたすべての請求データを一旦取り消し、再度請求してください。 ※請求データの取り消しは、下記の項番4をご確認ください。</p>
4	伝送した請求が間違っていたことが分かりました。送り直すことはできますか？	<p>受付締切日の10日までであれば、請求データに対する取消電文を請求ソフトから伝送することにより、請求データの取り消しが可能です。請求データを取り消した後、もう一度正しい内容で請求データの伝送ができます。</p> <p>なお、再度請求データを伝送する際には、必ず、「取消データの状態」が『取消完了』になっていることを確認後に行うようにしてください。(取消完了となるまでには、約40分かかります)</p> <p>『取消完了』の状態ではない時に請求データを伝送してしまうと、『到達エラー』となってしまいます。</p> <p>請求締め切り後は、国保連合会で審査処理に入るため、間違っていた請求明細書の取り消し及び差し替えはできません。月末の審査結果を待って、以下の対応となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ○エラー等で返戻となった場合…翌月以降、正しく再請求を行ってください ○返戻にならなかった場合…翌月以降、該当保険者へ過誤の申し立てを行ってください。
5	請求したデータが「伝送エラー」となったのですが、修正はできますか？	<p>請求期間内であれば再伝送は可能ですが、既に伝送済みの請求明細書を残したまま誤って再伝送してしまうと、重複エラーとなりますので、当初請求されたすべての請求データを取り消し、再度請求してください。</p>
4. トラブル		
項番	質問	回答
1	「伝送での送信ができない」「伝送での審査結果の受信ができない」上記の場合、どのように対応すればよろしいでしょうか？ ＜国保中央会介護伝送ソフトの場合＞	<p>セキュリティ対策ソフトやウイルスチェックソフトをインストールされている場合、正しく送受信できない場合がありますので、送受信を行なう場合はそれらのソフトを終了してから行ってください。それでも送受信できない場合や、その他のエラーに関しましては、お手元にあります介護伝送ソフトVer.9.0 伝送通信ソフトマニュアル の「4. 困ったときには」や、国保中央会「介護伝送ソフト」ホームページのQ&Aを一度ご確認ください。最終的にエラーが解消されない場合は、国保中央会「介護伝送ソフト」ヘルプデスクまでお問合せください。なお、審査結果の再発行につきましては、国保連合会までご連絡ください。</p>

項番	質問	回答
2	電子請求受付システムのログインパスワードが分からなくなった場合、どのように対応すればよろしいでしょうか？	パスワードは3回間違えるとロックがかかります。30分経過すると解除されますのでお待ちください。なお、事業所で変更したパスワードは国保連合会で把握していません。ロック解除後、思い当たるパスワードを入れてもログインできない場合は、パスワードを再発行しますので、「介護保険事業所のインターネット請求登録に関する届」に記入の上、国保連合会までご提出ください。その後再発行したパスワードを郵送します。
3	電子証明書の発行申請・インストールをしたいのですが、電子証明書発行用パスワードが分からなくなった場合、どのように対応すればよろしいでしょうか？	証明書発行用パスワードは、国保連合会より郵送しました「電子請求登録結果に関するお知らせ」に記載されていますのでご確認ください。もし、この通知文書を紛失してしまった場合は、事業所側で証明書発行用パスワードを再発行してください。再発行手順は、「介護電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)」の「3.その他機能 3.6.4.証明書発行用パスワード再発行」をご確認ください。なお、『介護電子請求受付システム操作マニュアル(事業所編)』は、電子請求受付システムにログイン後、メインメニュー内のマニュアル画面より取得することができます。
5. その他		
項番	質問	回答
1	インターネット請求において回線不具合等で、インターネット請求ができず、CD-Rにて請求したい場合、国保連合会へ何か届出が必要ですか？	届出は不用です。 ※審査結果通知等は、インターネット請求ができない期間中、電子請求受付システムにデータが保有されます。 ※審査結果通知等を紙媒体での提供が必要な場合は、国保連合会へご連絡ください。
2	審査結果通知を紛失してしまったのですが、再発行はできますか？	審査結果通知を取得後3ヶ月は、電子請求受付システムにデータが保有されていますので、そちらから再取得が可能です。 3ヶ月を経過した場合は、国保連合会へご連絡ください。
3	伝送で受信したデータ(審査結果通知や支払通知)を印刷したいのですが、どうしたらよいですか？	請求ソフトでの取得の場合は、簡易入力ソフト等の印刷機能を使用して印刷を行ってください。 電子請求受付システムでの取得の場合は、システム内の照会一覧からPDFファイルで取得することができます。請求ソフトに印刷機能等がなくてもPDFファイルであるため、印刷することが可能です。
5	国民健康保険中央会「介護伝送ソフト」ヘルプデスク及び「電子請求受付システム」ヘルプデスクの連絡先を教えてください。	国民健康保険中央会「介護伝送ソフト」ヘルプデスク 0570-059-401 ※照会前に、国民健康保険中央会ホームページ内の介護伝送ソフト「ヘルプデスク」のQ&Aをご確認ください。 「介護電子請求システム」ヘルプデスク 0570-059-402
6	提出期限(毎月10日)後の介護給付費明細書等の返戻依頼は可能ですか？	国保連合会では、10日以降、審査処理に入り、審査途中での返戻はできません。月末及び月初の審査結果通知の送付を待って、以下の対応となります。 ・エラー等で返戻になった場合・・・翌月以降、正しく再請求を行ってください。 ・返戻にならなかった場合・・・翌月以降、該当保険者へ過誤の申し立てを行ってください。